

第1章 基本的事項

1.1 住生活基本計画策定の趣旨

(1) 住生活基本計画とは

住生活基本計画とは、碧南市の住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、本市の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画です。

本市では、住生活基本法の基本理念や住生活基本計画（全国計画）、愛知県住生活基本計画を踏まえ、平成23年3月に「碧南市住生活基本計画」を策定しました。

<国の施策>

- 国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務等の基本となる事項について定めた「住生活基本法」が制定（平成18年6月）
- 住生活基本法に基づいて施策を総合的かつ計画的に推進するための住生活基本計画（全国計画）が策定（平成18年9月）



<愛知県の施策>

- 住生活基本法に基づいた愛知県住生活基本計画として、「あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015」を策定（平成19年2月）



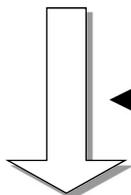
<碧南市の施策>

- 住まいやまちづくりに関する施策を展開する上での基本方針となる「碧南市住生活基本計画」を策定（平成23年3月）

(2) 「碧南市住生活基本計画」見直しの背景

住生活を取り巻く環境の変化、国・愛知県の住生活基本計画の改定を受け、令和2年に計画期間満了を迎える「碧南市住生活基本計画」の見直しを行います。

- 近年、熊本地震（平成28年4月）や北海道胆振東部地震（平成30年9月）等の大地震が各地に大きな被害をもたらし、本市を含む東海地方でも南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が一層大きな課題として認識
- 全国的に人口減少や超高齢社会の進展が本格化し、住宅ニーズの変化、多様化が進展
- 平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、適切な管理が行われていない空家等への対策が急務



<国の対応>

- 平成28年3月に、住生活基本計画（全国計画）を改定

<愛知県の対応>

- 平成29年3月に、「愛知県住生活基本計画2025」を新たに策定

「碧南市住生活基本計画」の見直し

1.2 計画の位置づけ

「碧南市住生活基本計画」は、碧南市総合計画を上位計画とする住宅政策全般のマスタープランであり、各種関連計画との整合を図ります。

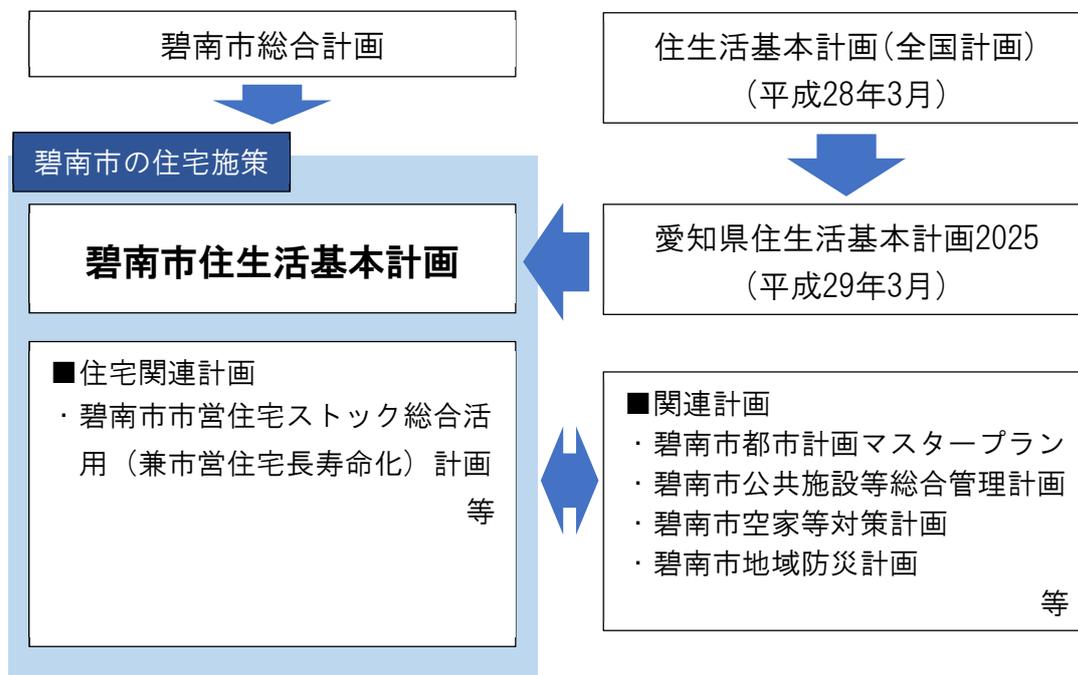


図1-1 本計画の位置づけ

1.3 計画期間

住生活基本計画は、令和3年度を改定年次、令和7年度を中間年次、令和12年度を目標年次とする計画とし、計画内容は10年を目安として社会経済情勢等の変化に応じ、必要な見直しを行うものとしします。



図1-2 計画期間

1.4 計画対象区域

計画の対象区域は、碧南市の行政区域（35.86km²）とします。

1.5 計画の取組体制

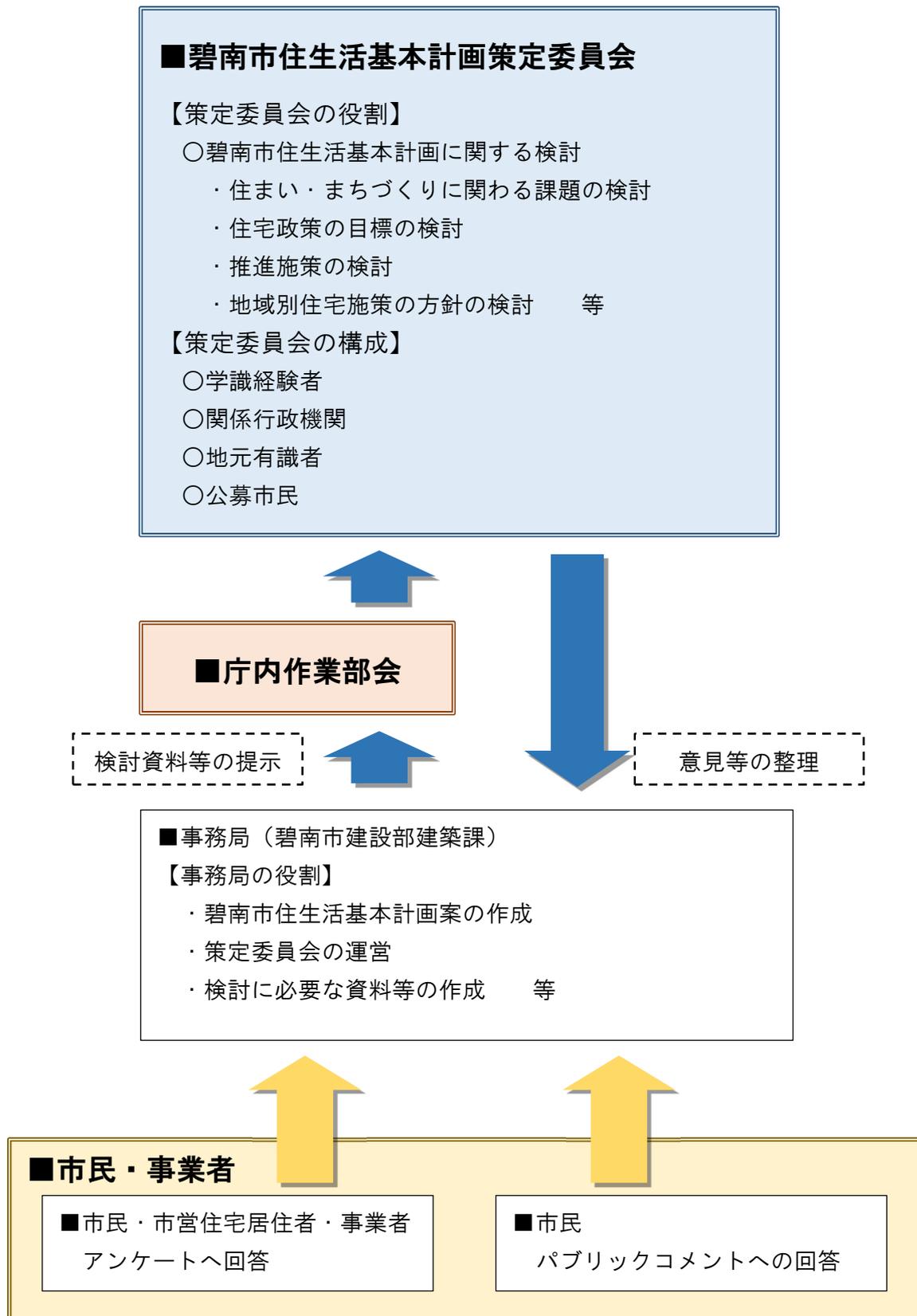


図1-3 取組体制